

## 「全国上場会社のエクイティファイナンスの状況」の集計対象の範囲

### 集計対象となる取引

国内の証券取引所に上場する会社及び投資法人が国内及び国外において実施する株券及び不動産投資信託証券の発行（国外におけるDR（預託証券）の発行を含みます。）による公募増資、新株予約権付社債の発行、株券及び不動産投資信託証券の売出し（国外におけるDR（預託証券）の売出しを含みます。）の状況について集計しています。

なお、参考情報として株主割当増資、第三者割当増資の実施状況及び新株予約権証券の発行状況について併せて集計し、記載しています。

### 集計基準

#### 1. 公募増資等について

- ① 株券、転換社債型新株予約権付社債券、新株予約権付社債券、不動産投資信託証券の発行等による資金調達額の状況については、払込日ベースで集計しています。
- ② 新株予約権証券の発行による資金調達額等については、無償による発行があることから、発行日ベースで集計しています。また、新株予約権の行使が当該発行月に全て行われたものとして計算した行使価格の総額を含みます。
- ③ 発行価格と発行価額が異なる場合は、発行価格により調達額を集計しています。
- ④ 海外欄の集計にあたっては、「外国為替の取引等の報告に関する省令」第35条第2号に基づくレート（いわゆる「報告省令レート」）により円換算しています。
- ⑤ 平成22年4月以降、公募増資等による資金調達額等の集計に自己株式の処分を含みます。
- ⑥ 金額の計算において、百万円未満は切り捨てているため、合計値は表中の数値の単純合計と必ずしも一致しません。

#### 2. 売出し等について

- ① 売出額等については、受渡日ベースで集計しています。
- ② 売出価格と引受価額が異なる場合は、売出価格により売出額を集計しています。
- ③ 海外欄の集計にあたっては、「外国為替の取引等の報告に関する省令」第35条第2号に基づくレート（いわゆる「報告省令レート」）により円換算しています。
- ④ 平成22年4月以降、売出額等の集計に自己株式の処分は含みません。
- ⑤ 金額の計算において、百万円未満は切り捨てているため、合計値は表中の数値の単純合計と必ずしも一致しません。
- ⑥ 売出しは受渡日ベース、増資は払込日ベースで集計しているため、増資（新株発行）と売出しを同時に行っている銘柄のうち、月末払込翌月受渡の銘柄については、売出しは翌月の集計に含まれます。